



EUROPEAN BUSINESS COMMUNITY
THE COUNCIL

東京都千代田区永田町 2-3-1
首相官邸
小泉純一郎日本国総理大臣閣下

2004年3月2日

独占禁止法改正案について

謹啓

欧州ビジネス協会（EBC）は、欧州17ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門として、公正取引委員会により発表された独占禁止法（独禁法）改正案を巡る議論を多大の関心をもって見守っています。

EBCは公取委案の下記の基本的考え方を支持します。

1. とりわけ独禁法違反への課徴金額を引き上げることを意図した、課徴金制度の見直し。
2. 公取委調査に協力する企業に対する措置減免制度の導入。
3. 公取委の調査権限の強化。
4. 独占禁止法への「不可欠施設等」原則の導入。但し、この原則の定義と適用が国際的なベストプラクティスと一致していることを条件として。

EBCはかねてから、対日貿易・投資の伸びにつながる商環境の開発には、確固とした競争体制の整備が必要不可欠であると唱えてきました。EBCでは、公取委案はこの方向へ向けての実際的な第一歩を踏み出すものと感じています。

公取委案は国会及び日本の実業界の各方面から相当の反対に遭っていると我々は理解しています。こうした反対に対し、EBCは、強化された競争体制



のメリットを総理がお忘れになることのないよう要望します。強化された競争体制は、新規投資誘致を助け、新事業設立を支援し、日本経済の再活性化に貢献するはずですが。強化された競争体制は、経済成長に貢献する可能性を秘めている点のみならず、国際社会に対する、近代的な開かれた経済国としての日本の訴求力という点からも、必要不可欠です。

EBCは、総理が、関連法案を今会期中に国会に提出することを目標に、国会議員や経済団体、関係閣僚との折衝面で公取委を支援なされるよう要望します。

敬具

A handwritten signature in black ink, appearing to read "Richard Collasse", is written over a horizontal line.

欧州ビジネス協会会長
リシャール・コラス
(Richard Collasse)

cc. 公正取引委員会（竹島一彦委員長）
駐日欧州委員会代表部（ベルンハルト・ツェプター大使）